

市役所の課・係の名称が一部変わりました

平成23年度の機構改革により、4月から市役所の組織の一部を見直し、課・係の名称や担当部署を変更しました。

旧担当課・係名	新担当課・係名	主 な 業 務 内 容
農林課 農林振興係	農林水産課 農林水産振興係	農林業の振興 水産業の振興
農林課 地産地消推進係	農林水産課 地産地消推進係	地産地消 鳥獣被害対策
商工水産課 商工観光係	商工観光課 商工観光係	商工鉦業の振興 観光 消費者行政
都市整備課 まちづくり係	都市整備課 都市整備係	都市計画に伴う区画整理・街路事業
都市整備課 建築係	都市整備課 建築都計係	建築物の指導、建築確認 住宅の耐震化 開発許可 公園、緑地
消防本部警防課 警防係	消防本部警防課 警防係	警防計画 火災などの原因調査および報告 消防相互応援協定
	消防本部警防課 救急救助係	救急および救助体制の整備 救命講習
消防本部予防課 予防係	消防本部予防課 予防係	火災予防対策および消防広報 防火管理者の指導および育成 防火、消防対象物の予防査察および防火指導 消防用設備などの指導および取り締まり
	消防本部予防課 危険物係	危険物製造所などの設置、許可 危険物の取り扱いの指導

平成22年国勢調査 人口速報集計結果
(平成23年2月25日、総務省統計局公表)をお知らせします



南国市の人口は **49,497人** でした

南国市では、これまで人口の増加傾向が続いていましたが、前回の平成17年調査と比べて1,261人減少(伸び率マイナス2.48%)し、増加傾向から減少傾向に転じる結果となりました。

高知県全体では、平成2年調査から5回連続で人口が減少しており、今回の調査では本県人口の減少スピードがさらに加速している実態が

浮き彫りになりました。

また、本市における1世帯当たりの人員数は減少を続けており、単身や高齢者のみの小規模世帯が増加傾向にあります。

なお、確定人口・世帯数は総務省統計局から10月に公表される予定です。

■国勢調査結果の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
市の人口総数	46,823	48,245	49,965	50,758	49,497
市の世帯数	15,177	16,345	18,212	19,296	19,381
市の1世帯当たりの人員数	3.09	2.95	2.74	2.63	2.55
県の人口総数	825,034	816,704	813,949	796,292	764,596

*平成22年は速報値

※お問い合わせは、企画課企画調整係(☎880-6553)まで

後期高齢者医療の皆さまの健康診査

申し込みは12月初旬まで

後期高齢者医療では、生活習慣病の早期発見により適切な治療につなげ重症化を予防することを目的に、健康診査を行っています。

健康診査を受診希望の方に受診券を送付しますので、お申し込みください。なお、平成22年度に健康診査を受診された方には受診券を送付しますので、お申し込みの必要はありません。ただし、健診時の問診などで生活習慣病などの定期的な受診を勧められた方、治療の方には送付しません。

■対象／後期高齢者医療被保険者で生活習慣病などで病院にかかっていない方

*生活習慣病とは、高血圧、糖尿病、脂質異常症、心疾患、脳血管疾患などです。

*治療中の方は対象外です。

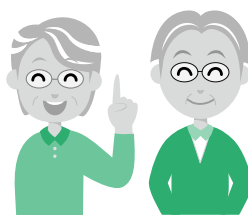
生活習慣病の早期発見へ

■健診日時・場所／地区での集団健診(詳しくは今月号に添付の南国市健診カレンダーをご覧ください)または病院での個別健診

■申込期間／12月初旬まで随時

■申込方法／電話でお申し込みください。

■備考／健康診査の受診には受診券が必要です。必ず持参してください。



※申込先・お問い合わせは長寿支援課いきいき長寿係(☎880-6556)まで

住宅用火災警報器

●6月1日から全ての住宅に設置義務●

◎「住宅用火災警報器」って何ですか？

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を自動的に感知し、音や音声で知らせるものです。

◎なぜ設置しなければいけないのでしょうか？

消防法が改正され、6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。

背景には、住宅火災による死者数の増加があります。10年ほど前には900人前後であった住宅火災による死者数が、平成15年以降は1千人を超えています(放火自殺者などを除く)。

建物火災による死者数の約9割が住宅火災によるもので、その半数以上が65歳以上の高齢者です。また、死亡原因の約7割が逃げ遅れによるもので、火災を早期発見していれば助かっていた可能性があります。



「住宅防火調査」で、あなたのお宅に伺います

消防本部では、5月から来年3月にかけて、「住宅防火調査」を実施しますので、ご協力をお願いします。期間中は、消防本部の臨時職員が皆さまのお宅を訪問し、火災警報器の設置状況などを調査します。その際、チラシ、パンフレットなどの配布を行うとともに、未設置のお宅には火災警報器の設置をお願いしていきます。

なお、訪問する臨時職員は、南国市発行の身分証明書を持っていますので、ご確認ください。また、調査員は住宅用火災警報器の販売は行いませんので、消防本部の職員を装った悪質な訪問販売などには、ご注意ください。

※お問い合わせは消防本部予防課予防係(☎863-3511)まで